

移行後の病院運営方針

- 1 病院の名称は、「済生会守山市民病院（以後、「新病院」とする。）」とする。
- 2 新病院の役割は、従前の守山市民病院の役割を基本的に引き継ぎ、済生会の技術力とネットワークを活かし、
 - ①急性期から慢性期まで良質な医療を提供すること
 - ②済生会滋賀県病院、滋賀県立成人病センター、滋賀医科大学附属病院等の近隣病院との病連携により「後方支援病院」としての役割を果たすこと
 - ③地元医師会との病診連携により、地域の在宅医療を支えること
 により、今まで以上に充実した質の高い医療サービスを提供する病院とする。
- 3 新病院の機能は、診療科として、内科（循環器・消化器・呼吸器・腎臓）、外科、小児科、整形外科を堅持し、守山市民病院の特徴である小児科・透析を継承するとともに、特に、救急機能・リハビリ機能については強化を図る。
- 4 新病院は、現守山市民病院院長を院長として、引き続き滋賀医科大学と守山市民病院との関係性を重要視し、継承するとともに、済生会滋賀県病院のネットワークを活かし、必要な医師の確保を図る。
- 5 新病院の病床は、一般病床 111 床、療養病床 88 床を活用し、地域医療構想に沿った形で地域包括ケア病床の拡大を図り、地域の回復期医療を支える病院とするとともに、開放型病床および在宅支援病床を確保する中で、地元医師会と連携して地域の在宅医療を支える。

病床機能（予定）

	現行	H30（移行時）	H31	H32・H33	H34
A 病棟	一般 55 床 うち地包ケア 10 床	一般 55 床 うち地包ケア 55 床	一般 55 床 うち地包ケア 55 床	回りハⅡ 48 床	回りハⅠ 48 床
B 病棟	一般 56 床	一般 56 床	一般 48 床	一般 55 床 うち地包ケア 30 床	一般 55 床 うち地包ケア 30 床
C 病棟	療養Ⅰ 48 床	療養Ⅰ 48 床	療養Ⅰ 48 床	療養Ⅰ 48 床	療養Ⅰ 48 床
D 病棟	療養Ⅱ 40 床 （別館）	療養Ⅱ 40 床 （別館）	回りハⅡ 48 床 （新館）	回りハⅡ 48 床 （新館）	回りハⅡ 48 床 （新館）

※地包ケア：地域包括ケア ※回りハ：回復期リハビリテーション

- 6 守山市民病院の看護師、診療技術職員および事務職員（非正規を含む）については、基本的に希望者は新病院で勤務できる。
- 7 守山市民病院の医師については、新病院に必要な医師については新病院で勤務できる。
- 8 済生会は、済生会滋賀県病院と新病院を往復する巡回バス（駅を經由）を運行し、利用者の利便性向上に努める。